住所　大阪市生野区生野東３丁目３番46号
崔完哲　昭和59年１月４日生
住所　大阪市生野区小路東３丁目18番10号
金聖弼　昭和54年８月16日生
金文子　昭和56年１月27日生
金哲生　昭和58年10月１日生
住所　大阪府守口市金田町５丁目13番10号
河光司　昭和42年２月９日生
住所　大阪府守口市佐太中町６丁目51番19号
河恵子　昭和48年６月３日生
住所　大阪府東大阪市永和１丁目17番12―1205号
崔大榮　昭和55年８月27日生

○外務省告示第五百六号

平成二十二年五月二十一日にアスンシオンで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年十一月二十九日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　国　渡部和男在パラグアイ大使
パラグアイ国　エクトル・ラコニャタ外務大臣

平成二十二年十二月九日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第五百七号

平成二十二年十一月二十二日にアンカラで、円借款の供与に関する取極の修正に関する次の書簡の交換がトルコ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年十二月九日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

（トルコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国とトルコ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化すること並びにトルコ共和国の開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関する二千五年二月十八日付けの交換公文に関し、トルコ共和国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で最近到達した次の了解をトルコ共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

前記の交換公文の１中「九百八十七億三千二百万円（九八、七三二、〇〇〇、〇〇〇円）」を「千四百八億千万円（一四〇、八一〇、〇〇〇、〇〇〇円）」に改める。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月二十二日にアンカラで
トルコ共和国駐在
日本国特命全権大使　田中信明閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（トルコ側書簡）

本使は、更に、前記の了解を日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月二十二日にアンカラで
トルコ共和国駐在
日本国特命全権大使　田中信明
トルコ共和国財務庁次官
イブラヒム・ハリル・チャナクジュ閣下

○厚生労働省告示第四百九号

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第四条第１項の規定に基づき、労働時間等設定改善指針（平成二十年厚生労働省告示第百八号）の１部を次のように改正する。

平成二十二年十二月九日
厚生労働大臣　細川　律夫

前文中「平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定」を「平成22年６月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定」に改める。

別表を次のように改める。

別表　行動指針の数値目標

数値目標設定指標		現状（直近の値）	2020年
① 就業率	20～64歳	74.6%	80%
	15歳以上	56.9%	57%
	20～34歳	73.6%	77%
	25～44歳女性	66.0%	73%
	60～64歳	57.0%	63%
② 時間当たり労働生産性の伸び率（実質、年平均）		1.7%（2000～2009年度の10年間平均）	実質ＧＤＰ成長率に関する目標（２%を上回る水準）より高い水準（※）
③ フリーターの数		約178万人（2003年にピークの217万人）	124万人（ピーク時比で約半減）
④ 労働時間等の課題について労使が話合いの機会を設けている割合		52.1%	全ての企業で実施
⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合		10.0%	５割減
⑥ 年次有給休暇取得率		47.4%	70%
⑦ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合		33.6%	100%
⑧ 在宅型テレワーカーの数		330万人	700万人（2015年）
⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）		（参考）8.6%以下	29%
⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	42.1%	70%
	非正社員	20.0%	50%
⑪ 第１子出産前後の女性の継続就業率		38.0%	55%
⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス（３歳未満児）	24%（平成21年度末見込み）	44%（2017年度）
	放課後児童クラブ（小学１年～３年）	20.8%	40%（2017年度）
⑬ 男性の育児休業取得率		1.23%	13%
⑭ ６歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間（１日当たり）		60分	２時間30分